

農地中間管理事業貸付希望申出書

宮城県農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）を活用し下記農用地等の賃借権設定をしたいので、下記承諾事項に同意し（農業経営基盤強化促進事業・農地移動適正化あっせん事業）の規定によりあっせんに申出します。

なお、不動産業者の介入又は、事前に実質的な契約を締結した事実がない

空欄で提出してください

令和 年 月 日

仙台市長 殿
仙台市 農業委員会長 殿

認印でも実印でも可

申出者 住所 ○○町●●● 1 1 1 1 番地

氏 名 宮城野 次郎

宮城野印

共有農地の場合は筆頭者

生年月日 S 30 年 3 月 3 日

電話番号 0 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

職 業 □○△★

1. 農用地等の表示

- ・別紙のとおり

2. 農用地等の利用状況（申請前年度）

- ・自作していた ・頼んでいた（農業委員会経由・その他）

3. 期間

- ・期間 10 ヶ年 希望

4. 支払い方法

- ・金納 ・物納

5. 認定新規就農者への転貸

- ・了承する ・了承しない

6. 承諾事項

15ヶ年以上を希望する場合は、必ず下記6. 承諾事項(4)をお読みいただき、「様式1-2号 機構関連事業について」の書類を2部ご準備ください。(提出先で内容説明後にご署名いただくので、記入の必要はありません。)

- (1) 「借受者」が見つからない場合は、事業の活用はできないこと。
- (2) 「借受者」への転貸については、農地中間管理機構に一任すること。
- (3) 本申出書に記載の内容は、事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意すること。
- (4) 機構の借受期間が機構関連事業(※)の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあること。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことである。

なお、機構関連事業を実施する際には、事前に事業説明会等を開催します。申出者の知らない間に機構関連事業が行われることはありません。